



第64回 定時株主総会 招集ご通知

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前と同等の書面でお送りしております。

株主総会当日のお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年9月25日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

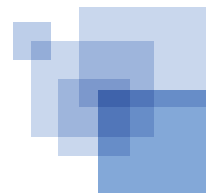
大阪市福島区福島5丁目6番16号
ホテル阪神大阪 10階 クリスタルルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	15
監査報告	17
株主総会参考書類	22



証券コード 4465

2026年9月3日

株 主 各 位

大 阪 市 淀 川 区 新 高 一 丁 目 8 番 1 0 号

株 式 会 社 ニ イ タ カ

代表取締役会長 奥 山 吉 昭

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.niitaka.co.jp/news_cat/news_ir/news_ir_generalmeeting/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4465/teiji/>



【東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニイタカ」又は「コード」に当社証券コード「4465」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご来場に代えてインターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年9月24日（木曜日）午後5時10分（営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	大阪市福島区福島5丁目6番16号 ホテル阪神大阪 10階 クリスタルルーム (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第64期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第64期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4 議決権行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「使用人の状況」「主要な借入先」「株式の状況」「責任限定契約の内容の概要」「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・監査報告の「計算書類に係る会計監査報告」
- なお、会計監査人及び監査等委員会は、これらの事項を含む監査対象書類を監査しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月25日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後5時10分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）
午後5時10分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXX年XX月XX日

議案番号	賛成	反対	棄権
1.			
2.			

ログイン用QRコード
QRコード
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

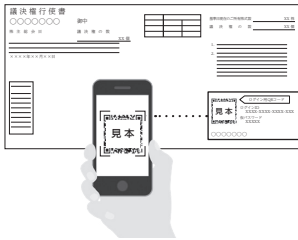
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、雇用情勢にも改善の動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しました。

しかしながら、消費者マインドの弱い動きや物価上昇に加え、中東情勢の影響、金融資本市場の変動、米国の通商政策をめぐる動向等により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当連結会計年度の売上高は、洗剤および固形燃料の売上が伸長したことにより、246億1千9百万円（前期比 3.8%増）となりました。一方で利益面においては、ケミカル事業における製品売上の拡大に加え、価格改定、コスト削減等により、営業利益は21億1千8百万円（同 10.1%増）、経常利益は22億1千7百万円（同 13.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億円（同 5.3%増）となりました。

売上高	前連結会計年度比	経常利益	前連結会計年度比
246億19百万円	3.8%増 	22億17百万円	13.5%増 
営業利益	前連結会計年度比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前連結会計年度比
21億18百万円	10.1%増 	19億円	5.3%増 

セグメント別の概況

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2025年5月期 実績	2026年5月期 実績	増減	増減率
売上高	23,714	24,619	904	3.8%
ケミカル事業	22,228	23,267	1,038	4.7%
ヘルスケア事業	1,486	1,351	△134	△9.0%
営業利益	1,925	2,118	193	10.1%
ケミカル事業	1,647	1,906	259	15.7%
ヘルスケア事業	277	212	△65	△23.6%
営業利益率	8.1%	8.6%	0.5pt	－
ケミカル事業	7.4%	8.2%	0.8pt	－
ヘルスケア事業	18.7%	15.7%	△3.0pt	－

＜ケミカル事業＞（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤・固形燃料、仕入商品等）

売上高は、外食市場の堅調な推移を背景に、大手外食チェーン向けの洗剤需要が増加したことに加え、人手不足や食中毒対策に対応した高付加価値製品の拡販、歯科等の新規チャネル開拓を進めた結果、232億6千7百万円（前期比4.7%増）となりました。営業利益は、製品売上の増加に加え、価格改定、コスト削減等により、19億6百万円（同 15.7%増）となりました。

（売上高の主な変動要因）

- ・増収 洗剤、固形燃料、感染対策製品

（営業利益の主な変動要因）

- ・増益 製品売上、価格、コスト削減
- ・減益 人件費、物流費

＜ヘルスケア事業＞（健康食品等）

物価上昇による消費マインドの冷え込みにより国内外ともに減収となったため、売上高は13億5千1百万円（前期比 9.0%減）となりました。営業利益は、減収による影響をコスト削減等で吸収しきれず、2億1千2百万円（同23.6%減）となりました。

（売上高の主な変動要因）

- ・減収 海外、国内

（営業利益の主な変動要因）

- ・増益 物流費、広告宣伝費
- ・減益 製品売上（海外、国内）

②設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は5億2千9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

イ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設

当社本社 基幹システムの更新

ウ. 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

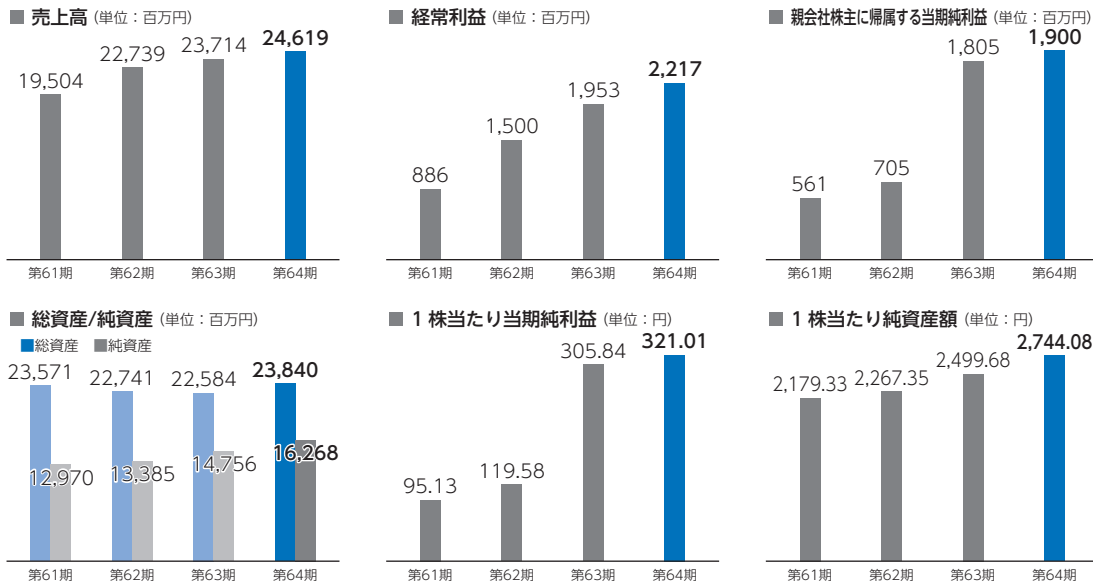
③資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額27億円の当座貸越契約を締結しております。

なお、当連結会計年度においては、金融機関より新規の資金調達は行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況



区 分	第 61 期 (2023年 5 月期)	第 62 期 (2024年 5 月期)	第 63 期 (2025年 5 月期)	第 64 期 (当連結会計年度) (2026年 5 月期)
売 上 高(千円)	19,504,189	22,739,125	23,714,867	24,619,486
経 常 利 益(千円)	886,965	1,500,207	1,953,809	2,217,311
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	561,584	705,938	1,805,495	1,900,463
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	95.13	119.58	305.84	321.01
総 資 産(千円)	23,571,505	22,741,573	22,584,661	23,840,804
純 資 産(千円)	12,970,738	13,385,165	14,756,733	16,268,055
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,179.33	2,267.35	2,499.68	2,744.08

(注) 第62期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第61期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 (2023年 5 月期)	第 62 期 (2024年 5 月期)	第 63 期 (2025年 5 月期)	第 64 期 (当事業年度) (2026年 5 月期)
売 上 高(千円)	18,359,595	19,079,815	19,898,717	21,120,736
経 常 利 益(千円)	1,027,999	1,239,438	1,713,105	2,048,092
当 期 純 利 益(千円)	715,368	787,871	1,337,091	1,725,338
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	121.18	133.46	226.49	291.43
総 資 産(千円)	20,596,002	20,667,827	20,549,199	21,675,950
純 資 産(千円)	12,196,610	12,718,459	13,717,129	14,920,677
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,066.02	2,154.42	2,323.58	2,516.81

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ミ ッ ケ ル 化 学 株 式 会 社	10,000千円	100%	手洗い用水石鹼・建物の床用ワックス等の製造・販売
新高（福建）日用品 有 限 公 司	16,000千人民元	100%	固形燃料・洗剤洗浄剤の製造
尼多咖（上海）貿易 有 限 公 司	6,846千人民元	100%	固形燃料・洗剤洗浄剤の販売
京 葉 糖 蜜 輸 送 株 式 会 社	10,000千円	100%	アルコール製剤の製造・販売
株 式 会 社 バ イ オ バ ン ク	10,000千円	100%	植物醗酵エキスサプリメントの製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念「四者共栄」のもと、長期ビジョン「世の中の“キレイ”を支える会社」と長期目標（連結売上高400億円以上・連結営業利益40億円以上・ROE10%以上）の達成に向け、中期経営計画「N X 2 0 2 8」（2026年5月期～2028年5月期）を推進しており、当連結会計年度はその初年度にあたります。

当連結会計年度は、外食市場の堅調な推移を背景に、大手外食チェーン向けの洗剤需要が増加したことに加え、深刻な人手不足を背景とした省人化・効率化ニーズの高まりや、食中毒発生件数の高止まりによる衛生意識の向上など、事業機会が拡大いたしました。一方で、中東情勢などに起因する原材料・エネルギー価格の高止まり、地政学リスクや米国の通商政策をめぐる動向等、先行き不透明な状況が続きました。

こうした中、“社会課題を最速で解決”を軸に、人手不足・食中毒対策に対応した高付加価値製品の拡販とコスト削減に取り組みました。

「N X 2 0 2 8」については、最終年度目標である連結営業利益18億円以上に対し、利益面では計画を上回るペースで進捗しております。一方、ヘルスケア事業の成長軌道への回帰と、新領域・海外の成長基盤構築は引き続き対処すべき課題と認識しており、進捗は以下のとおりです。

①事業戦略

(i) 既存事業の成長と収益率の両立

高付加価値製品の採用拡大と原価率改善により、既存事業の成長と収益率向上を両立しました。

- ・成長：人手不足に対応し、省人化・時短を実現する洗浄剤「ケミファインクイックすすぎ」は、大手外食チェーン等を中心に採用が拡大し、他製品の導入にも波及しました。また、感染症セミナーを起点に、ノロウイルス等の食中毒対策に資するアルコール製品が伸長したことにより、売上が拡大しました。
- ・収益率：原料価格の落ち着きに加え、処方改善によるコストダウンと価格改定等により、売上原価率が改善しました。また、「ケミファインクイックすすぎ」等の高付加価値品の拡販などにより、市況変動に左右されにくい収益体質の構築を進めております。

(ii) 新領域・海外の成長基盤構築

新領域・海外ともに、新規チャネル開拓や輸出拡大を通じて成長基盤の構築を進めました。

- ・新領域：外食市場向けを中心とした業務用洗剤に次ぐ柱として、非食品分野への洗浄剤展開を進めました。歯科等の新規チャネル開拓では一定の成果がありました。

- ・海外：固形燃料については、アジア向け輸出を拡大しました。また、新規進出国の開拓に向けたマーケット調査を実施しました。

(iii) ヘルスケア事業の成長

国内外で厳しい事業環境が続く中、定期購入促進や新製品投入、新規進出国の開拓を通じてヘルスケア事業の成長施策を推進しました。

- ・国内：物価上昇による消費マインドの冷え込みにより伸び悩みました。パッケージ・広告の見直し、広告運用の改善を進めるとともに、新規顧客のうち定着率の高い顧客層に重点を置き、定期購入への誘導を強化しました。
- ・海外：北米では物価上昇による消費マインドの冷え込み、米国関税政策を背景とした駆け込み需要の反動、欧州では景気弱含みなどにより苦戦しました。クロスセルと新規進出国の開拓に加え、米国向け新製品の投入等の施策を実施しました。

②財務戦略

非中核事業の整理と還元方針の見直しにより、事業の選択と集中および安定的な株主還元に向けた基盤を整備しました。

- ・積極的な投資・M&A

：事業ポートフォリオに沿った選択と集中のため、非中核事業子会社1社の株式を譲渡しました。M&Aの実績はありませんでしたが、シナジー効果が見込める案件の開発に努めてまいります。

- ・株主還元：当連結会計年度より配当政策を変更し、業績に左右されにくい安定的な株主還元の実現に向け、DOE（株主資本配当率）3%以上の配当を実施するとともに、財務の状況等を勘案し、機動的な自己株式取得を組み合わせる方針としました。

③経営基盤強化戦略

基幹システム刷新と人的資本投資を通じて、DXの推進と人材が活躍できる基盤の構築を進めました。

- ・全社DXを通じたデータ活用経営基盤の構築

：基幹システムの刷新プロジェクトを開始しました。

- ・人的資本への投資

：中期経営計画の実現に資するスキル習得の仕組みづくりと、モチベーションの創出・維持を図るため、エンゲージメントサーベイを導入しました。

当社グループは、上記戦略の着実な実行により競争優位性をさらに高め、中期経営計画および長期目標の達成を目指してまいります。

2 会社の現況

(1) 会社役員の状況

①取締役の状況(2026年5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	奥 山 吉 昭	株式会社ニイタカSC代表取締役
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	野 尻 大 介	
取 締 役	佐 古 晴 彦	
取 締 役	高 瀬 和 久	新高（福建）日用品有限公司董事長 尼多咖（上海）貿易有限公司董事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	岡 和 貴	ミッケル化学株式会社監査役 京葉糖蜜輸送株式会社監査役 株式会社バイオバンク監査役
取 締 役 (監査等委員)	清 水 裕 子	ライト工業株式会社社外取締役 株式会社フコグ社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	山 本 あ つ 美	株式会社IKホールディングス取締役（監査等委員） 株式会社ユニバンス取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	上 田 純	久保井総合法律事務所代表パートナー 永和信用金庫理事

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）岡和貴氏、取締役（監査等委員）清水裕子氏、取締役（監査等委員）山本あつ美氏及び取締役（監査等委員）上田純氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）岡和貴氏、取締役（監査等委員）清水裕子氏、取締役（監査等委員）山本あつ美氏及び取締役（監査等委員）上田純氏は、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）山本あつ美氏は、公認会計士として上場会社等の会計監査業務に携わった経験に加え、会計分野における豊富な専門知識を有しております。
4. 取締役岡和貴氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、監査室等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

②取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。

a. 基本方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績に連動して増減する報酬及び非金銭報酬である株式報酬とで構成する。業績連動報酬を組み入れる目的は、企業価値の持続的増大に貢献するという役員の使命の一つを後押しすることである。非金銭報酬である株式報酬を組み入れる目的は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることである。監査等委員である取締役及び非業務執行取締役についてはその職務に鑑み、固定報酬とする。

b. 金銭報酬の個人別金額の決定に関する方針

個々の固定報酬は、役位を基準として、担当する職務・責務等の要素から発生する諸費用を勘案し決定し、役員の連帯責任としての業績連動報酬を加えて最終年俸とする。

c. 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意欲を高めるため通期の連結営業利益を目標とし、その達成率に応じて算定する。その金額を翌事業年度の報酬として支給する。目標値の設定や達成率の報酬額への反映の仕方については指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて適宜見直すこととする。

d. 非金銭報酬の内容及び額又は数の決定に関する方針

非金銭報酬は、当社の取締役を退任するときまで譲渡制限を付した当社普通株式を交付する譲渡制限付株式報酬とする。原則として毎年一定の時期に、取締役会決議により、上記の目的を踏まえた金額又は数の譲渡制限付株式を付与するものとする。

e. 個人別報酬における固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の割合の決定に関する方針

インセンティブとして十分に機能するよう固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬のバランスを考慮し、適切な支給割合とする。

f. 個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決議された報酬算定基準で算定される。

□. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定については、取締役会において代表取締役社長執行役員である野尻大介氏に委任する旨を決議しており、同氏は、各取締役の個人別の報酬等の額について決定する権限を有しております。これらの権限を委任する理由は、各取締役の職務及び業績を最も良く把握している代表取締役社長執行役員が個人別の報酬等を決定することが、最も合理的かつ適切と判断しているためであります。

なお、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決議された報酬算定基準に基づき報酬等を決定すべきこととする等の措置を講じており、当該手続きを経て、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	80,276 (-)	77,256 (-)	3,020 (-)	- (-)	4 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	28,400 (28,400)	28,400 (28,400)	- (-)	- (-)	5 (5)
合 計 （うち社外役員）	108,676 (28,400)	105,656 (28,400)	3,020 (-)	- (-)	9 (5)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月26日開催の第53回定時株主総会において年額1億2千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年9月24日開催の第58回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。
3. 上表には、2025年9月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
4. 当事業年度における業績連動報酬については、以下のとおりです。
 (2025年6月度から2025年9月度までの業績連動報酬について)
 2024年5月期の連結営業利益14億7千6百万円をもとに決定し、その達成率148%を基準額に乗じて算定しております。
 (2025年10月度から2026年5月度までの業績連動報酬について)
 2025年5月期の連結営業利益19億2千5百万円をもとに決定し、その達成率128%を基準額に乗じて算定しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主資本配当率（DOE）3%以上の配当を実施することとします。

連結貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,464,835	流動負債	5,406,922
現金及び預金	8,350,834	支払手形及び買掛金	1,172,082
受取手形及び売掛金	3,530,375	電子記録債務	1,735,457
電子記録債権	1,231,705	1年内返済予定の長期借入金	443,455
商品及び製品	893,262	未払金	511,960
仕掛品	438,475	未払法人税等	772,791
原材料及び貯蔵品	720,331	その他	771,175
その他	301,475		
貸倒引当金	△1,626		
固定資産	8,375,969	固定負債	2,165,825
有形固定資産	7,040,209	長期借入金	651,920
建物及び構築物	2,939,218	退職給付に係る負債	1,365,448
機械装置及び運搬具	704,786	繰延税金負債	6,921
工具器具備品	202,050	その他	141,536
土地	3,049,678		
リース資産	110		
建設仮勘定	138,339	負債合計	7,572,748
その他	6,026		
無形固定資産	355,246	(純資産の部)	
のれん	101,011	株主資本	15,771,994
ソフトウェア	61,623	資本金	585,199
ソフトウェア仮勘定	116,202	資本剰余金	635,143
その他	76,409	利益剰余金	14,569,932
投資その他の資産	980,512	自己株式	△18,281
投資有価証券	311,332	その他の包括利益累計額	496,061
退職給付に係る資産	119,140	^① 繰延税金資産	118,723
繰延税金資産	418,477	^② 為替換算調整勘定	377,337
その他	147,293		
貸倒引当金	△15,732	純資産合計	16,268,055
		負債純資産合計	23,840,804
資産合計	23,840,804		

連結損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高	24,619,486	
売上原価	15,608,372	
売上総利益	9,011,113	
販売費及び一般管理費	6,892,504	
営業利益	2,118,608	
営業外収益		
受取利息	40,068	
受取配当金	16,080	
受取賃貸料	44,632	
売電収入	7,866	
為替差益	10,039	
その他	17,691	136,378
営業外費用		
支払利息	5,196	
賃貸収入原価	24,251	
売電原価	6,223	
その他	2,003	37,675
経常利益	2,217,311	
特別利益		
投資有価証券売却益	418,844	
固定資産売却益	1,000	
子会社株式売却益	92,069	511,914
特別損失		
固定資産除売却損	4,697	4,697
税金等調整前当期純利益	2,724,528	
法人税、住民税及び事業税	871,767	
法人税等調整額	△47,703	824,064
当期純利益	1,900,463	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,900,463	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月24日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指 定 社 員 公認会計士 許 仁 九
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 濱 田 善 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニイタカの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、監査室及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月29日

株式会社ニイタカ 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 和 貴 ㊟

監 査 等 委 員 清 水 裕 子 ㊟

監 査 等 委 員 山 本 あ つ 美 ㊟

監 査 等 委 員 上 田 純 ㊟

(注) 監査等委員 岡和貴、清水裕子、山本あつ美及び上田純は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	 おくやま よしあき 奥山 吉昭 (1958年6月14日生)	1982年4月 当社入社 1996年7月 取締役就任 総務部長 2001年8月 常務取締役就任 2007年9月 福建新拓高日用化学品有限公司 (現 新高(福建)日用品有限公司) 董事長就任 2009年8月 管理本部長 2010年8月 専務取締役就任 2011年8月 取締役副社長就任 2013年6月 代表取締役社長就任 2015年8月 代表取締役社長執行役員社長就任 2017年7月 スイショウ油化工業株式会社 (現 ミッケル化学株式会社) 代表取締役就任 2018年8月 尼多咖(上海)貿易有限公司 董事長就任 2019年1月 新高(江蘇)日用品有限公司 董事長就任 2022年9月 代表取締役社長執行役員就任 2023年6月 代表取締役会長就任(現任)	68,048 株

1

再任

【取締役候補者とした理由】

同氏は、主に管理部門等の業務に精通し、十分な専門知識と経験を有するとともに、2013年6月より代表取締役社長に就任し、当社の経営全般を牽引してまいりました。また、2023年6月からは代表取締役会長を務めており、企業経営者としての豊富な経験と知見を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督において中心的な役割を果たしております。当社の企業価値を持続的に向上させるために同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3 再任	 さ こ はるひこ 佐古 晴彦 (1958年5月17日生)	1984年 3 月 当社入社 2004年12月 営業管理部長 2005年 8 月 執行役員就任 2007年12月 経営企画部長 2011年 6 月 管理部長 2011年 8 月 取締役就任 管理本部副本部長 2012年 6 月 管理本部長兼総務部長 2015年 8 月 執行役員 管理本部長 2019年12月 執行役員（総務部担当） 2020年 9 月 取締役（常勤監査等委員）就任 2020年 9 月 スイショウ油化工業株式会社 （現 ミッケル化学株式会社） 監査役就任 2023年 2 月 京葉糖蜜輸送株式会社 監査役就任 2023年 3 月 株式会社バイオバンク 監査役就任 2023年 9 月 取締役就任（現任）	7,030 株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり管理業務に携わり、幅広い経験を通じコンプライアンス、リスク管理等への豊富な知見を有しております。当社の企業価値を持続的に向上させるために同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者とししました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4 再任	 たか せ かずひさ 高瀬 和久 (1962年5月17日生)	1983年 3 月 当社入社 2009年 6 月 技術製造本部 つくば工場長 2009年11月 執行役員 技術製造本部副本部長 2012年 6 月 執行役員 製造本部副本部長 2015年 8 月 執行役員 製造本部長 2020年 9 月 製造本部 子会社工場支援室長 2021年 3 月 子会社工場支援室長 2024年 1 月 新高（福建）日用品有限公司 董事長就任（現任） 2024年 1 月 新高（江蘇）日用品有限公司 董事長就任 2024年 9 月 尼多咖（上海）貿易有限公司 董事長就任（現任） 2024年 9 月 取締役就任（現任）	2,714 株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、主に製造部門等の業務に精通し、豊富な専門知識と経験を有するとともに、中国事業では、その深い知見に基づき安全・安定生産の継続及び生産技術向上等において指導力を発揮しております。当社の企業価値を持続的に向上させるために同氏が取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、佐古晴彦氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、損害賠償責任限度額を、会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じた額と同規則第114条で定める方法により算定される額の合計額とする旨の契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認された場合、同氏と当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループ各社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は契約期間の満了時に更新を予定しております。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数には、役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の構成及びその有する主な知見・経験は次のとおりとなります。

地位	氏名	性別	企業経営	ガバナンス・コンプライアンス・リスク管理	グローバル	IT、DX	サステナビリティ	財務、会計
代表取締役	奥 山 吉 昭	男性	●		●	●		●
代表取締役	野 尻 大 介	男性	●				●	
取締役	佐 古 晴 彦	男性	●	●				
取締役	高 瀬 和 久	男性	●		●			
社外取締役 監査等委員	岡 和 貴	男性		●	●		●	
社外取締役 監査等委員	清 水 裕 子	女性	●			●		
社外取締役 監査等委員	山 本 あ つ 美	女性		●				●
社外取締役 監査等委員	上 田 純	男性		●				

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年8月26日開催の第53回定時株主総会において、年額1億2千万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権とし、その総額は、現行の金銭報酬額の内枠で年額3千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会で審議の上、取締役会において決定いたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率（割当比率）又は併合比率に従って当該総数を調整するものといたします。

なお、当社の普通株式を発行又は処分する場合の1株当たりの払込金額は、当該発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年5月31日時点）に占める割合は0.25%とその希薄化率は軽微であるため、本議案の内容は相当であると考えております。

また、現在の対象取締役は4名であり、第1号議案が原案どおり承認可決され

ましても、その員数に変更はありません。

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、その割当てを受けた日から、当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役その他当社の取締役会の定める地位を退任した場合には、その退任につき、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会の定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、対象取締役が保有する本割当株式の全部について譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間の満了前に退任した場合には、在任又は在職期間その他の事情を踏まえて当社の取締役会が合理的に定める数の本割当株式について、譲渡制限を解除するものといたします。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(4) 無償取得事由

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関

して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、当社は、上記の場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるもの
といたします。

以上

トピックス

Topics_1

食品工場の人手不足対策を支援する新製品を発売



▲ SaniPlanフォーミング強力洗剤GX

当社は2026年3月2日、食品工場向け洗剤ブランド「SaniPlan」シリーズの新製品として、発泡強アルカリ洗剤「SaniPlanフォーミング強力洗剤GX」を発売いたしました。

食品工場では、人手不足への対応や作業効率化のニーズが高まっております。

本製品は、加熱ラインに付着する変性した油脂や焦げ付きなどの頑固な汚れを効率的に除去する高い洗浄力を有するとともに、すすぎ時には泡が速やかに消えるため、作業時間の短縮や水使用量の削減に貢献します。

当社は今後もお客様の現場課題の解決に資する製品開発を進めてまいります。

Topics_2

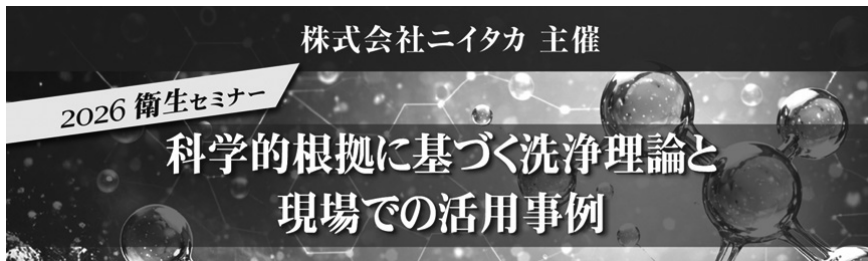
当社主催の衛生セミナーを開催しました

当社は2026年3月11日、大阪にて衛生セミナー「科学的根拠に基づく洗浄理論と現場での活用事例」を開催いたしました。

本セミナーには、お客様を中心に100名を超える方々にご参加いただきました。内容は、「洗浄理論」「製品開発への展開」「現場での実践」の3つのテーマで構成。理論をいかに製品開発へ展開し、現場で活用できるようにしていくか、について解説いたしました。

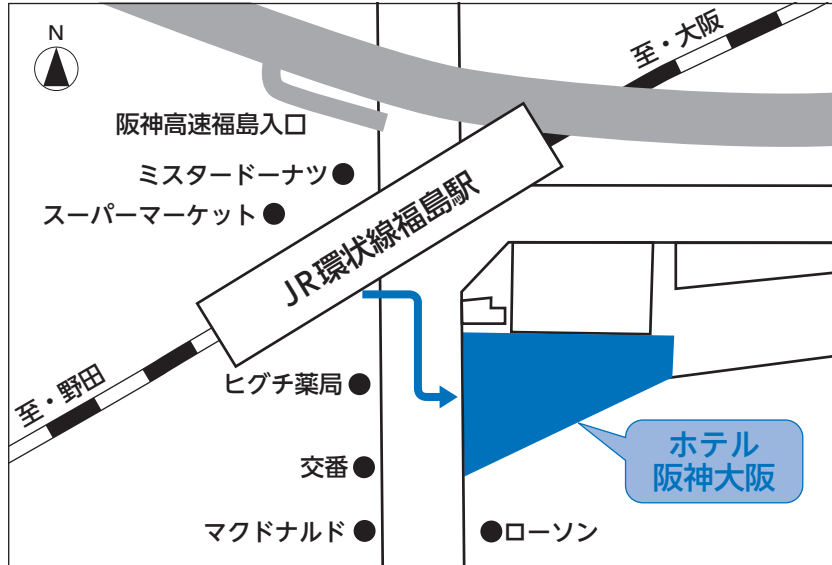
参加者からは、「次亜塩素酸ナトリウムを用いた洗浄理論や具体的な活用事例への理解が深まった」「当社製品への関心が高まった」との評価をいただいております。

当社は今後も衛生セミナーの開催を通じて、適切な洗浄・除菌方法の普及と製品価値の向上に努めてまいります。



株主総会会場ご案内図

会場：大阪市福島区福島5丁目6番16号
ホテル阪神大阪 10階 クリスタルルーム
TEL 06-6344-1661 (代表)



会場には本株主総会の専用駐車場及び駐輪場の用意がございません。
公共交通機関をご利用ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した森林認証
用紙を使用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。